

令和 7 年度渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		地域が一体となった自主的な防犯活動（以下「自主防犯活動」という。）を促進するため、予算の範囲内において自主防犯活動事業に要した費用の一部を補助します。
内 容	補助対象事業	自主防犯活動のうち、別表に掲げる事業とする。
	補助対象者	補助対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。 （１） 渋川市内の単位行政区又は学校の学区程度の範囲で組織していること。 （２） 犯罪の発生しにくい地域づくりを目的として組織していること。 （３） 渋川市暴力団排除条例（平成 24 年渋川市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団でないこと。 （４） 市税を滞納していないこと。 （５） 当該年度に渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金の交付を受けていないこと。
	補助対象経費	補助対象事業を実施するために要した経費のうち、別表に掲げるものです。
	交付金額	補助対象経費の 2 分の 1 の額とし、3 万円を限度とします。 上記の額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
	予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、12 万円です。 限度に達した時点で受付を終了します。
交 付 手 続 等	交付条件	（１） 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理すること。 （２） 財産の効率的な運用を図ること。
	交付申請の方法、時期等	補助対象事業に着手する 7 日前までに危機管理室へ書面の提出又はメールにて申請してください。予算額に達した時点で申請の受付を終了します。 渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 （１） 事業計画書 （２） 収支予算書 （３） 補助金を必要とする理由書 （４） 見積書

	【注】押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
交付決定の時期等	申請のあった日から14日以内に交付決定をします。 補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知します。
実績報告の方法、時期等	補助対象事業が完了したときは、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、提出してください。 （1） 渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付決定通知書 （2） 収支決算書 （3） 写真 （4） 領収書
補助金の額の確定	実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じ、現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金確定通知書（様式第4号）により交付すべき補助金の額を確定します。
請求の方法、支払時期等	渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付請求書（様式第5号）に渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付決定通知書を添えて、請求してください。 提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。
交付決定の取消し又は補助金の返還	次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 （1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければなりません。 （1） 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額 （2） 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額
申請書等の様式	渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付申請書（様式第1号） 渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付（不交付）決定

	通知書（様式第 2 号） 渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金事業完了実績報告書（様式第 3 号） 渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金確定通知書（様式第 4 号） 渋川市安全安心まちづくり推進事業補助金交付請求書（様式第 5 号）
その他	補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。
取扱担当課	渋川市役所危機管理室（本庁舎） 電話 0279-22-2130（直通） 0279-22-2111（内線1144） メールアドレス anshin @ city.shibukawa.gunma.jp

別表

補助対象事業	補助対象経費
防犯教室、講演会等の開催	講師報償費、講師旅費、会場使用料、その他経費
防犯グッズ等の購入	防犯グッズ（たすき、ジャンパー、帽子、腕章、ホイッスル、懐中電灯、電池等）等購入経費
啓発用立て看板等の製作	立て看板製作費、のぼり旗製作費、その他経費
多くの世代の防犯活動への参加に資する活動	見守り活動をする者用のベンチ等購入経費、防犯活動への参加を呼びかけるチラシ及びリーフレットの作成等の経費、その他経費
その他の活動	地域が一体となった自主防犯活動に要する経費

※補助対象経費には、食糧費を含むことができないものとする。